

# 定 款

一般社団法人 日本家畜輸出入協議会

## 第1章 総 則

(名 称)

### 第 1 条

この法人は、一般社団法人日本家畜輸出入協議会（Japan Livestock Traders Association(略称 JLTA)）と称する。

(事務所)

### 第 2 条

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

### 第 3 条

この法人は、家畜の輸出入に係る家畜防疫の知識の普及啓発及び国が行う輸出入検疫業務への協力を通じて円滑な家畜輸出入の推進を図り、公衆衛生の向上及び国民生活に不可欠な資源の安定供給並びに畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

### 第 4 条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜の輸出入に係る受検計画案策定及び調整並びに流通の改善合理化
- (2) 海外の家畜伝染性疾病に関する調査及び知識の普及啓発
- (3) その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

### 第 5 条

この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 この法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体で会員資格を有する者

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体でこの法人の事業に参加できる者

3 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

## 第 6 条

この法人の正会員になろうとする者は、日本国内に営業所を有して家畜の輸出入を業とするものとする。

2 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により入会申込書を提出しようとする者が団体であるときは次に掲げる書類を、個人であるときは次の第2号に掲げる書類を、それぞれ添付しなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程

(2) その他理事長が必要と認めた書類

4 理事長は、第2項の承認があったときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

(経費の負担)

## 第 7 条

この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時の入会金及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、正会員及び賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

## 第 8 条

正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

## 第 9 条

正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、この法人は、その総会の開催の日の10日前までに、その正会員及び賛助会員に対しその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

#### 第10条

前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 第6条第1項の要件を満たさなくなったとき

2 賛助会員は、前項1号から3号のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

### 第4章 総会

(構成)

#### 第11条

この法人の総会を一般法人法上の社員総会とし、定款第5条第2項第1号のすべての正会員をもって構成する。

2 定款第5条第2項第2号の賛助会員は総会に参加することができる。ただし、賛助会員が総会に参加した場合、総会の議決権は有しない。

(権限)

#### 第12条

総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員及び賛助会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 定款第7条に定める経費の負担

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

#### 第13条

総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(招 集)

第 14 条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条

総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条

総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の書面は、総会の開催の日の前日までにこの法人に届かないときは、無効とする。
- 4 第2項の代理人は代理権を証する書面を、この法人に提出しなければならない。
- 5 第2項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

7 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人に選任された会員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

### 第19条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長を除く理事のうち1名以上2名以内を副理事長として置くことができる。
  - 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を専務理事として置くことができる。
  - 5 前項までの理事長及び副理事長を一般法人法上の代表理事とする。
  - 6 前項までの専務理事を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

### 第20条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

### 第21条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 複数の副理事長をおく場合は、理事会において別に定めるところにより、その職務分担を執行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄して業務を処理し、この法人の業務を執行する。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

#### 第 22 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

#### 第 23 条

この法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償責任については同法 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員任期)

#### 第 24 条

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

#### 第 25 条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

#### 第 26 条

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

#### 第 27 条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 30 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第 7 章 部会及び事務局

(部 会)

第 32 条

理事長は、家畜輸出入業務の円滑化を図るため、理事会の決議を経て、畜種別等に応じた部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 33 条

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。



- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

### 第34条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

### 第35条

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

### 第36条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

### 第37条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

#### 第 38 条

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

#### 第 39 条

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

#### 第 40 条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

#### 第 41 条

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は中塚眞五、副理事長は野澤毅一郎、宗雪健太郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。